

大阪市工業用水道特定運営事業等

セルフモニタリング結果報告書

令和 6 年 9 月

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

【1】全体方針等

(1) セルフモニタリングの目的

セルフモニタリングは、みおつくし工業用水コンセッション株式会社（以下、当社）が、大阪市工業用水道特定運営事業等の目的である「民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を可能とする抜本的な経営改革を推進することにより、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現しつつ、市域の産業活動を支える水インフラとして、安定した水質、豊富な水量、低廉な価格により、その役割を担い続けること（募集要項 第2.2.(2) 目的）」の達成に貢献し、モニタリング計画に基づき事業計画で定めた目標の達成状況や業務品質に関わる要求水準の遵守状況及び財務状況を自ら確認し、公共事業を担うより良い事業運営主体となるために、実施する各業務についてたゆまぬ自律改善を行うことを目的として、計画、実行、改善するものである。

(2) 全体方針、実施体制、実施方法等

セルフモニタリング計画書に示しております。

(3) セルフモニタリング報告書の位置づけ・目的

セルフモニタリング報告書は、事業期間中において法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について、工業用水道事業法その他の法令等及び要求水準（モニタリング計画に規定された事項を含む）並びにセルフモニタリング計画に基づき確認及び是正措置を行った結果を適切に保存するとともに事業期間中、当社HPにおいて公表することを目的とするものである。

【2】業務モニタリング結果

(1) 净水場及び配水場の管理運営

ア 概要

浄水場及び配水場の管理運営業務は、工業用水の安定供給による事業の継続性の確保を果たすため、設備に対する適切な保守点検・補修等対策ならびに計画に基づいて更新を行う「施設管理業務」と、年間配水計画を策定の上で浄配水場を安定的に運転する「運転管理業務」、供給する工業用水の水質が適切な水準にあることを確認するために行う「水質管理業務」からなる。

「施設管理業務」については、施設管理計画の策定とその進捗管理ならびに施設整備に係る計画・設計・施工の各段階における必要書類の確認や、業者選定方法が社内基準等を満たしているか確認する。また、状態監視保全を含む点検の実施状況ならびに記録の適切な保管状況について書類確認を実施する。施工においては、必要に応じて現地立会を実施する。

「運転管理業務」ならびに「水質管理業務」は、市水道事業への委託を行い、その管理方法は、「大阪市工業用水道事業東淀川浄水場等運転管理業務委託契約書」の別添4「履行状況確認方法」及び別添5「要求水準未達時の措置」に則って行う。また、受注者である市水道事業と連携し、運転管理計画ならびに年間配水計画の策定を行うとともに、その実施状況に関する報告書等の確認及び適切な保管状況の確認を行う。

イ 結果

浄水場及び配水場の管理運営にかかるセルフモニタリング項目にある22項目について年度を通じてセルフモニタリングを実施し、一部の業務については改善・修正の指摘があったものの適宜対応しており、適切に運営ができていると判断した。

セルフモニタリング項目、重要確認項目、各モニタリング階層における実施頻度・時期、実施結果等については、【別表3（要求水準書 第3）　浄水場及び配水場の管理運営にかかるセルフモニタリング項目】に示す。

ウ 是正内容

なし

(2) 管路の管理運営

ア 概要

管路の管理運営業務は、状態監視手法を導入しつつ、適切な修繕や更生、取替等により、工業用水の安定供給を確保する「管路管理計画の策定業務」と、実施体制を構築したうえで、管路管理計画の着実な履行を実施する「管路管理計画の運用・管理業務」、安定供給に必要な管路の維持管理を行うとともに、他企業等からの受付・立会・巡視に対応する「維持保全業務」、突発的な漏水事象等への対応に関する緊急的処置全般を行う「緊急修繕業務」、道路管理者や他企業等から配水設備の移設等を依頼された場合に対応する「支障移設関連業務」からなる。加えて、管路を含む業務であることから「給水施設に関する業務（受付等除く）」についても本モニタリングの対象とする。

「管路管理計画の策定業務」については、要求水準を遵守し、全体事業計画との整合が取れた計画であるかどうか複数の階層において確認する。「管路管理計画の運用・管理業務」については、効率的な計画の推進を実行する一方で、公平性のある業者選定と安全で適切な施工について、書類確認ならびに現地立会を通じて確認する。「維持管理業務」ならびに「支障移設関連業務」については、他施設管理者との事前協議状況等を確認する。「緊急修繕業務」については、対応体制の構築に加え、発生状況・対応履歴等の適切な記録・保管状況の確認を行う。

イ 結果

管路の管理運営にかかるセルフモニタリング項目にある50項目及び給水施設にかかるセルフモニタリング項目にある6項目について年度を通じてセルフモニタリングを実施したが、道路占用許可期限の延期手続きの不備に起因する要求水準未達事案が2件発生した。1件目は鉄蓋修繕工事において当初申請の許可期間内に本工事（一次復旧工事を含む）が完了したものの工事竣工届提出前に許可期限切れとなったもの、2件目は給水施設工事において道路占用許可期限内の工事が未実施のまま許可期限切れとなったもので、2件とも後日変更申請を行って対応した。その他の業務については改善・修正事項等が発生したものの適宜対応（一部検討中を含む）を行っており、概ね適切に運営ができていると判断した。

セルフモニタリング項目、重要確認項目、各モニタリング階層における実施頻度・時期、実施結果等については【別表2-1（要求水準書 第4）管路の管理運営にかかるセルフモニタリング項目】及び【別表 2-2（要求水準書第5.3.(2)）給水施設にかかるセルフモニタリング項目】に示す。

ウ 是正内容

道路占用許可期限の延期手続きの不備については、大阪市水道局より是正措置の実施通知（是正レベル：「指導」及び「勧告」）を受け、是正計画書を策定しその実行を通じて改善を図った。具体的には、道路占用許可等の期限管理を可能とするための管理表を作成してチェックする仕組みを構築するとともに、再発事案を受け期限管理表の改良やセルフモニタリングを活用した進捗管理の徹底等に取り組んだ。また、各種業務管理ツール（台帳、工程表等）の改訂・充実を図った。

(3) お客さまサービス

ア 概要

お客さまサービスに関する業務は、使用開始・中止に伴う工事申込や名義変更等の各種受付、使用水量の計量と料金収納、工事等による断水情報の提供やその他利用者とのコミュニケーション全般ならびに新たな収入源の確保のための

新規利用者獲得活動を行う「営業業務」と、水道メーターの調達、使用開始に伴う設置、検定満期又は故障等に伴う交換、使用中止に伴う撤去等の「水道メーターに関する業務」からなる。

「営業業務」においては、供給規程等と合わせて策定するお客さまサービスの設定及び契約細目について、管理責任区分等契約の詳細が明瞭であることを確認する。また、各種受付や問い合わせ対応について、その記録を適切に報告・保管していることを確認する。

「水道メーターに関する業務」においては、計量法の準拠を徹底するために、メーター管理簿を作成のうえ、メーター交換を計画的に実施していることを確認する。

イ 結果

お客さまサービスにかかるセルフモニタリング項目にある13項目について年度を通じてセルフモニタリングを実施した。適切に運営ができていると判断した。

セルフモニタリング項目、重要確認項目、各モニタリング階層における実施頻度・時期、実施結果等については、【別表3（要求水準書 第5）お客さまサービスにかかるセルフモニタリング項目】に示す。

ウ 是正内容

なし

(4) 災害及び事故への対応

ア 概要

災害及び事故への対応に関する業務は、地震や風水害の災害時において、工業用水道を継続させ、また中断しても可能な限り短期間で復旧させるために必要な対応を行う「災害への対応に関する業務」と、経年劣化や第三者破損等による漏水、停電や機器故障等による水圧・水質異常等の事故のうち、利用者に大きな影響を及ぼす事象について、災害時に準じた対応を行う「事故への対応に関する業務」からなる。

「災害への対応に関する業務」においては、事前の備えとして策定する事業継続計画について、その実効性を確認する。さらに、訓練や研修について、PDCAサイクルを意識し、改善を図る。また、「事故への対応に関する業務」については、対応マニュアルの整備について確認する。

加えて、いずれの業務においても、部ごとの業務として捉えるのではなく、全社で取り組み、かつ強化すべき業務として捉え、密な情報共有がなされている点を重視してセルフモニタリングを行う。

イ 結果

災害及び事故への対応にかかるセルフモニタリング項目にある7項目について年度を通じてセルフモニタリングを実施した。適切に運営ができていると判断した。

セルフモニタリング項目、重要確認項目、各モニタリング階層における実施頻度・時期、実施結果等については、【別表4（要求水準書 第6）災害及び事故への対応にかかるセルフモニタリング項目】に示す。

ウ 是正内容

なし

【3】経営モニタリング結果

(1) 工業用水の供給及び経営等（財務除く）

ア 概要

工業用水の供給及び経営等（財務除く）業務は、事業法第2条5項に規定する工業用水道事業者として必須である事業許可の取得や供給規程認可の取得等の「工業用水の供給に関する業務」と、事業計画書の作成、責任者の配置や安全衛生管理等を含む実施体制の構築等の「経営に関する業務」、地域との共生や環境対策、情報管理等の「本事業全般に係る業務」からなる。なお、「要求水準書第2.3.(2).オ 財務管理」に関する業務は本モニタリング項目には含めず、次項で取り扱う。

「工業用水の供給に関する業務」においては、市ならびに許認可権者である経済産業省との協議内容について適切に保管するとともに、許可取得等、事業者としての必須事項について確実に達成するようにその進捗を管理する。「経営に関する業務」の事業計画書の作成においては、要求水準や実施計画（施設管理・管路管理等）との整合確認等を行う。「本事業全般に関する業務」においては、公共性の高い事業を担う企業として、発信する情報の内容確認ならびに事業全般にかかる意見・苦情等への対応策の検討・実施、環境への取組状況の確認を行う。

イ 結果

工業用水の供給及び経営等にかかるセルフモニタリング項目にある24項目について年度を通じてセルフモニタリングを実施した。適切に運営ができていると判断した。

セルフモニタリング項目、重要確認項目、各モニタリング階層における実施頻度・時期、実施結果等については、【別表6（要求水準書 第2）工業用水の供給及び経営等にかかるセルフモニタリング項目】に示す。

ウ 是正内容

なし

(2) 財務

ア 概要

財務に関する業務は、事業計画書における収支計画の作成、日々の適切な会計処理、健全な事業運営達成のための計画的な資金調達の実施、関連法規に則った計算書類の作成・報告ならびに経営指標等を活用した財務状況把握等の業務からなる。

セルフモニタリングにおいては、作成する収支計画と他の業務実施計画（施設管理・管路管理等）との整合を精査したうえで、健全経営を実現しうる計画となっていることを確認する。また、月次・四半期・単年度での実績報告について、適切に実行されていることを0次、1次、2次モニタリングにおいて確認する。加えて、決算報告においては、会計監査法人による監査を受け正確性を確保するものとする。なお、会計監査において指摘事項等が発生した際は、即座かつ適切に処理し、その記録を保管する。

イ 結果

財務にかかるセルフモニタリング項目にある17項目について年度を通じてセルフモニタリングを実施した。適切に運営ができていると判断した。

セルフモニタリング項目、重要確認項目、各モニタリング階層における実施頻度・時期、実施結果等については、【別表7（要求水準書 第2.3.(2).オ）財務にかかるセルフモニタリング項目】に示す。

ウ 是正内容

なし

【4】セルフモニタリング評価委員会

ア 概要

市水道局OBや当社の出資企業の役職員等により構成される評価委員会。評価委員会の委員長は当社の社長とする。社内基準に留まらず、一社会市民としての当社の在り方を含めて、企業として社会的責任を果たしているか多角的な視点から確認を行う。

イ 結果

3次モニタリングとしてセルフモニタリング評価委員会を実施した。セルフモニタリング項目の説明と講評および業務遂行状況について確認、提言、意見交換を行い、概ね適切に運営ができていると判断した。

ウ 是正内容

なし

【5】添付資料

〈別紙〉セルフモニタリング項目表

(参考) 市のモニタリング結果一覧（実地調査による指摘事項等を含む）

*指摘事項等の基準は市のモニタリング方針による。

モニタリングの区分 (部門)	要求水準未達	実施手法の 修正を指摘	実施手法の 改善を提言
総務・CS部門	0件	0件	0件
浄水部門	0件	1件	2件
給配水部門	1件	4件	0件
計画・設計部門	1件	0件	1件
計	2件	5件	3件

- ・第1回実地調査（令和5年 9月） (4) 給配水部門
- ・第2回実地調査（令和5年12月） (3) 浄水部門
- ・第3回実地調査（令和6年 2月） (5) 計画・設計部門
- ・第4回実地調査（令和6年 3月） (3) 浄水部門
- ・第5回実地調査（令和6年 3月） (3) 浄水部門

【2023年度（令和5年度）】

○セルフモニタリング項目表

別表1 (要求水準書 第3) 浄配水場の管理運営にかかるセルフモニタリング項目

【凡例（報告）】

「-」：該当なし、「○」：確認済、問題なし

*1 資材等審査委員会の承認不要（流量計更新工事） *2 2024年度に延期

No	要求水準項目	市モニタリング 項目の設定	承認 確認	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2
1 ア	(1) 施設管理計画の策定（全体・中期・単年度）	あり	承認	施設整備方針、維持管理方針、事業量・事業費見込みに関する計画内容	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	(全体・中期(第1期)：R3年12月末日、中期(第2期以後)：前年8月末日、 変更時	
2 ア	(1) 施設管理計画に関する報告書（中期・単年度・四半期）	あり	確認	施設整備や維持管理に関する実績確認と書類・履歴等の整理状況 計画の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(中期・単年度：3カ月以内、四半期：45日以内)	
3 イ	(1) (工) 設計内容の確認	あり	承認	設計書類一式	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	事象発生時	
4 イ	(1) (オ) 施工実施者の選定	なし		施工実施者の選定プロセス・選定結果	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
5 イ	(カ) 施工計画書の策定・ 実施体制の確保 (サ) 関連工事との調整	なし		施工計画書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事象発生時 (チェックリスト)	
6 イ	(キ) 機器製作	あり	承認	機器製作内容に関する書類一式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ *1	事象発生時	
7 イ	(ク) 施工監理	なし		施工内容に関する書類 現地立会・臨場の実施状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事象発生時 (チェックリスト)	
8 イ	(ケ) 工事施工	なし		工事の施工状況 施工計画書等の工事書類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事象発生時 (チェックリスト)	
9 イ	(コ) 工事完成検査手続 き	あり	承認	完成図書類に関する書類 立会検査の実施記録	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事象発生時	
10 ウ	(1) （ア）施設の状態監視保全、保守点検・補修	あり	確認	入構手続きに係る関係書類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業開始前	変更時
11 ウ	(1) （ア）施設の状態監視保全、保守点検・補修	なし		状態監視保全、保守点検・補修結果の書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	
12 ウ	(1) （イ）沈砂池、凝集沈殿池の清掃等	なし		作業計画書等 土砂処分に関する報告書等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○ *2	事象発生時 (チェックリスト)	
13 ウ	(1) （ウ）自家用電気工作物の管理等	なし		電気主任技術者選任状況 自家用電気工作物保安規程	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業開始前	変更時
14 ウ	(1) （ウ）自家用電気工作物の管理等	なし		保安業務の状況 管理実施結果の書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	事象発生時 (チェックリスト)	
15 ウ	(1) （工）危険物取扱	なし		危険物取扱許可内容 危険物保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	危険物取扱開始時 四半期 (保管状況)	
16 ウ	(1) （オ）衛生管理（清掃、植栽管理、害虫駆除等）	なし		除草等業務の実施状況 立会検査の実施記録	-	-	-	○	-	○	○	-	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)	
17 ウ	(1) （カ）浄配水場の維持管理に係るデータ管理	なし		状態監視保全、保守点検・補修等結果の書類 市への報告状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	
18 ウ	(1) （キ）侵入防止対策	なし		機械警備委託契約の継続 警備記録	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委託契約時 月次報告 (チェックリスト)	
19 ア	(2) （ア）運転管理計画の策定（全体・中期・単年度）	あり	承認	運転管理・水質管理の管理目標水準とその確認手法に関する計画内容	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	(全体・中期(第1期)：R3年12月末日、中期(第2期以後)：前年8月末日、 変更時	
20 ア	(2) （ア）運転管理計画に関する報告（中期・単年度）	あり	確認	運転管理・水質管理に関する実績の確認と点検結果等の管理状況 ((2)イ～ ケ、(3)ア～工) 計画の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	各年度の末日から3ヶ月以内	
21 ア	(2) （イ）年間配水計画の作成	あり	承認	年間総配水量に基づく浄配水場の運用計画 計画に基づく浄配水場の運用状況	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	計画策定期 (前年度12月) (運用) 月次報告 (チェックリスト)	
22 イ～ケ	(2) 日常点検・取水口などの運転管理等	なし		市水道事業への委託管理状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	

【2023年度（令和5年度）】

○セルフモニタリング項目表

別表2－1（要求水準書 第4）管路の管理運営にかかるセルフモニタリング項目

【凡例（報告）】
「-」：該当なし、「○」：確認済、問題なし

No	要求水準項目	市モニタリング 項目の設定	承認 確認	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2
1 ア～オ	(1) 管路管理計画の策定（全体・中期・単年度）	あり	承認	管路管理方針、状態監視保全、更新、末端管路の撤去に関する計画内容	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	(全体・中期(第1期)：R3年12月末日、中期(第2期以降)：前年8月末日、	変更時
					-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	(中期・単年度：3カ月以内、四半期：45日以内)	
2 ア～オ	(1) 管路管理計画に関する報告書の作成（中期・単年度・四半期）	あり	確認	状態監視保全・更新・末端管路の撤去にかかる実績、書類・履歴等の整理状況 計画の進捗状況	-	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	(中期・単年度：3カ月以内、四半期：45日以内)	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当初設定時 (チェックリスト)	
3 イ	(ア) 状態監視保全の導入	なし		状態監視保全の対象管路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当初設定時 (チェックリスト)	変更時 (チェックリスト)
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当初設定時 (チェックリスト)	
4 イ	(イ) 「重点監視路線」への状態監視手法導入の確認	なし		「重点監視路線」への状態監視手法の設定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当初設定時 (チェックリスト)	変更時 (チェックリスト)
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当初設定時 (チェックリスト)	
5 ウ	更新時の市の個別承認	あり	承認	個別承認に関する資料一式 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
6 ウ	更新時の「資材等審査委員会」の承認	あり	承認	「調達用配管材料仕様書」に定めのない管材料や工法等を使用する際の、市の「資材等審査委員会」に諮る資料一式 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
7 ア	管路管理実施体制の構築	なし		必要な材料・資機材の管理状況 緊急時等を含む調達方法	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	四半期	
					-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	月次報告 (チェックリスト)	
8 イ	(ア) 状態監視手法の実施	なし		「重点監視路線」等への状態監視手法 監視情報の整理・保存状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
9 イ	(ウ) 適切な対処方法の設定	なし		状態監視保全の結果明らかになった異常、損傷、地下漏水等に対する対処方法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
10 ウ	(ア) 管路構成の決定	あり	承認	管路構成計画書 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	変更時
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
11 ウ	(イ) 工事施工に伴う断通水計画の策定	あり	承認	断通水計画書 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
12 ウ	(ウ) 工法の選定	なし		選択する工法	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
13 ウ	(工) 埋設調整	なし		新設管の埋設位置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
14 ウ	(工) 埋設調整	あり	承認	長期工事調整予定調書 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	毎年市の定める日	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	毎年10月、1月	
15 ウ	(工) 埋設調整	あり	承認	年間工事調整予定調書 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	毎年10月、1月	
					-	-	-	-	-	○	-	○	○	-	○	-	事象発生時 (受検月の3か月前)	
17 ウ	(工) 埋設調整	あり	承認	(浅層埋設の適用を求める場合またはそれを下回る埋設深度を求める場合) 調整図 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
18 ウ	(工) 埋設調整	あり	承認	(不要となった既設管を存置せざるを得ない場合) 調整図、存置理由書 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	事象発生時	
19 ウ	(工) 埋設調整	あり	承認	(新舗装道路部での工事実施が必要となる場合) 調整作業事前調査書 承認記録の保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
20 ウ	(工) 埋設調整	あり	承認	調整書類一式 承認記録の保管状況	○	-	-	-	○	-	-	-	○	-	○	○	事象発生時	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
21 ウ	(オ) 附属設備の配置設定	なし		附属設備に関する設計内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
23 ウ																		

31	(2) ウ	(サ) 施工協議	なし		施工協議に関する書類等（施工通知書の提出、掘削調査の実施、工事着手に関する書類の提出、工程会議への出席、協議事項の記録等）	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
	ウ				地元調整に関する協議の実施状況 協議記録の保管状況	-	○	-	-	-	○	-	-	○	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)
33	(2) ウ	(ス) 施工監理	あり	確認	施工管理に関する資料（重要管理点を踏まえた施工管理手法、品質・出来形・安全管理基準、トレーサビリティー確保手法、CTによる施工管理手法）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から10営業日以内	変更時	
	ウ				道路占用、道路使用、掘削、管工事、埋戻し、道路復旧等の施工状況	-	○	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	事象発生時 (チェックリスト)		
35	(2) ウ	(ソ) 工事完成検査手続き	あり	承認	完成図書一式 (「土木工事共通仕様書」で定める所定様式等によらない場合は、完成図書類の変更様式の提出)	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	○	事象発生時		
	ウ				末端管路の管理・撤去	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
37	(2) オ	工業用水道管路の機能分類の変更	あり	確認	工業用水道管路の機能分類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時		
	オ				維持保全	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定時	変更時	
39	(3) ア	配水設備の維持管理	なし		管路維持保全の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)		
	ア				断通水計画書 協議記録の作成及び保管状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
40	(3) イ	(ア) 断通水作業	なし		他企業等との協議・立会・巡視・埋設位置調査 機動的点検整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)		
	イ				突発漏水等への対応	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
42	(4) ア	水圧調査	なし		発生状況、対応実績等の記録	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)		
	ア				水圧・水質異常、異物漏出、出水不良時の対応	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
43	(4) イ	第三者破損発生時の対応	あり	確認	発生状況、対応実績等の記録	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
	イ				第三者破損発生時の対応	-	-	-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
45	(4) エ	依頼に基づく支障移設等	あり	確認	破損補償金の事務処理に係る取決め	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定時	変更時		
	エ				支障移設の対応状況	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	事象発生時 (チェックリスト)		
47	(5) ア	依頼に基づく支障移設等	あり	確認	依頼に基づく支障移設等に係る取決め	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	事象発生時 (チェックリスト)		
	ア				依頼に基づく支障移設等の実施状況	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	-	策定時	変更時	
49	(5) イ	依頼に基づく支障移設等	なし		依頼に基づく支障移設等の実施状況	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)		
	イ				業務実績の報告	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3カ月以内		

別表2－2 (要求水準書(案) 第5.3.(2)) 給水施設にかかるセルフモニタリング項目

No	要求水準項目	市モニタリング項目の設定	市モニタリング項目の設定	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2
1 ア	(2) (ウ) 水理計算の実施	あり	確認	新規分岐可否の判断のための水理計算 市との協議内容	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	事象発生時	/
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業開始30日前まで	変更時
2 ウ	(ア) 承継する給水工事	あり	確認	市から承継する給水施設工事にかかる調整内容を踏まえた施工資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/
3 ウ	(ウ) 給水施設の構造及び材質、工法等	あり	確認	採用する管材料や工法等に関する資料一式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/
4 エ	(2) 内部施設の確認、上水道等との誤接合防止	あり	確認	内部施設の設計内容（構造、材質等）	○	○	○	○	-	○	○	-	-	○	-	○	事象発生時	/
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/
5 オ	道路部分の緊急修繕	あり	承認 確認	別表2－1 No.42「突発漏水等への対応」に準じて対応	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	/	/
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/
6 カ	(イ) 給水の異常時の対応	あり	確認	措置状況報告書 報告記録の作成及び保管状況	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	事象発生時	/
					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	/

【2023年度（令和5年度）】

○セルフモニタリング項目表

別表3（要求水準書 第5）お客さまサービスにかかるセルフモニタリング項目

【凡例（報告）】
「-」：該当なし、「○」：確認済、問題なし

No	要求水準項目	市モニタリング 項目の設定	承認 確認	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2
1 ア	(1) お客さまサービスの設定及び契約細目の作成	あり	確認	お客さまサービスの設定及び契約細目の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事業開始10日前	変更時
2 イ	(1) 給水収益や新たな収入源の確保	あり	確認	給水収益や新たな収入源の確保にかかる取組方針及び取組内容	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	令和3年12月	変更時
3 ウ	(1) 各種受付・問い合わせ対応	あり	確認	受付・問い合わせ対応記録 年次報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時	年度末日から60日以内
4 エ	(1) 水道メーター点検	なし		使用水量 (増減していた場合) 使用者への連絡及び原因の究明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	
5 オ	(1) 利用料金の収納	あり	確認	調定水量と利用料金、請求書等の送付先 年次報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	年度末日から60日以内
6 カ	(1) 利用者情報のシステムによる管理	なし		利用者情報の管理方法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	
7 キ	(1) 情報発信	あり	確認	情報発信内容 発信方法と発信対象 年次報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	情報発信前	年度末日から60日以内
8 ク	(1) 水道事業からのバックアップ	あり	承認	管路管理方針、状態監視保全、更新、末端管路の撤去に関する計画内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時	
9 ケ	(1) 工業用水の断水等に関する啓発活動	なし		啓発活動の内容と実施の有無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	
10 ア	(2) 使用開始に伴う工事申込み	あり	確認	使用予定状況（使用用途、水量、上水道からの転換有無等）と時間最大給水量 契約内容に関する説明結果の保管状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時	
11 イ	(2) 使用中止に伴う工事申込み	なし		撤去工事の申込内容 利用者への説明内容（撤去費用の負担等）負担説明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)	
12 ア	(3) 水道メーターの管理	あり	確認	メーターの適合状況（検査機関の検定、市が定める基準等） 計量法に規定する検定期間 水道メーターの管理簿 年次報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月次報告 (チェックリスト)	年度末日から60日以内
13 イ	(3) 水道メーターの検査	あり	確認	計量法上の使用中検査に基づく試験結果	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事象発生時	

要求水準書第5.3.(2)のうち、「ア、(ウ)水理計算に関する項目」「ウ、給水施設工事の設計及び施工に関する項目」については、別表2-2（要求水準書第5.3.(2)）給水施設にかかるセルフモニタリング項目に記載

【2023年度（令和5年度）】

○セルフモニタリング項目表

別表4 (要求水準書(案) 第6) 災害及び事故への対応にかかるセルフモニタリング項目

【凡例（報告）】
「-」：該当なし、「○」：確認済、問題なし

No	要求水準項目	市モニタリング 項目の設定	承認 確認	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2
1	(1) ア 事業継続計画の策定	あり	確認	災害時の組織体制、動員・資機材確保、応急復旧活動、広報活動、市との連絡調整等に関する事業継続計画の内容	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	策定時 (令和3年12月)	変更時
2	(1) イ 災害への対応業務	あり	確認	復旧支援活動の実施実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
3	(1) イ 災害への対応業務	なし		被災時の初期活動、応急復旧活動の対応実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	事象発生時 (チェックリスト)	
4	(1) ウ 災害に備えた活動	なし		災害対応に関する研修・訓練実績	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	○	-	事象発生時 (チェックリスト)	
5	(1) エ 他事業体の施設復旧支援	あり	確認	復旧支援活動の対応実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
6	(2) ア 各種事故対応マニュアルの策定	あり	確認	各種事故対応マニュアルの計画内容	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	事業開始30日前	変更時
7	(2) イ 事故への対応業務	あり	確認	事故発生状況、応急対策活動の対応実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時	

【2023年度（令和5年度）】

○セルフモニタリング項目表

別表6（要求水準書 第2）工業用水の供給及び経営等にかかるセルフモニタリング項目

【凡例（報告）】
「-」：該当なし、「○」：確認済、問題なし

No	要求水準項目	市モニタリング 項目の設定	承認 確認	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期		
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2	
1 ア	(1) 工業用水道事業許可の取 得	あり	確認	事業法第3条第2項の経済産業大臣認可の取得に必要な資料一式 取得が確認できる資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業開始前	変更時	
2 ウ	(1) 供給規程の作成	あり	確認	供給規程	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	事業開始前	変更時	
3 エ	(1) 利用料金の設定	あり	確認	利用料金算定方法に関する説明資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象開始前	変更時	
4 オ	(1) 供給規程認可の取得等	あり	確認	供給規程認可の取得に必要な資料一式 認可書、給水開始前の届出	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	事業開始前	変更時	
5 カ	(1) 所管官庁との連絡調整	なし		(経産省に対する) 法23条1項等の報告手続き (経産省に対する) 漏水事故、水質事故等の発生における状況報告 (市に対する) 所管官庁からの周知や照会などの情報共有	○	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
6 ア	(2) (ア) 全体事業計画書	あり	承認	全体事業計画書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R3年12月末日	変更時	
7 ア	(2) (イ) 中期事業計画書	あり	承認	中期事業計画（全体収支実績を含む）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	第1期：R3年12月末 日、第2期以降：案案 前年8月末日・最終： 前年12月末日	変更時	
8 ア	(2) (ウ) 単年度事業計画書	あり	承認	単年度事業計画	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	前年12月末日	変更時	
9 イ	(2) (ア) 中期事業報告書	あり	確認	中期事業報告書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3ヶ月以 内		
10 イ	(2) (イ) 単年度事業報告書	あり	確認	単年度事業報告書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3ヶ月以 内		
11 イ	(2) (ウ) 四半期事業報告書	あり	確認	四半期事業報告書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	各四半期末日から45 日以内		
12 イ	(2) 月次業務報告書	あり	確認	月次業務報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	翌月5営業日以内		
13 ウ	(2) (ウ) 実施体制に関する事 項	あり	確認 承認	実施体制図及び各責任者一覧表 出向又は派遣等による水道施設運営等事業技術管理者又は業務責任者の配 置許可願	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	事業開始前	変更時	
14 工	(2) 再委託等	なし		地方自治法施行令167条の4の非該当 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による入札等除外措置の非該当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)		
15 キ	(2) (ア) 内部統制及び企業 倫理に関する基本方針の整 備・運用	なし		内部統制及び企業倫理に関する基本方針	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (策定期)	変更時	
16 ク	(2) 新技術の研究開発、導入	なし		導入する新技術にかかる研究開発計画書及び開発結果報告書	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○	事象発生時 (チェックリスト)		
17 ア	(3) 地域との共生	なし		地域住民からの意見・要望への対応結果一覧	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時 (チェックリスト)		
18 イ	(3) 環境対策	なし		省エネルギー・省CO2の取組実績 リサイクル品等の購入実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)		
19 ウ	(3) 情報管理	あり	承認	第三者への開示、目的外使用の場合における情報内容等が確認できる資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時		
20 ウ	(3) 情報管理	あり	確認	委託先等の秘密保持にかかる措置方法が確認できる資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時	
21 エ	(3) 文書の保管	なし		文書の管理方法 文書の管理状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)	
22 オ	(3) 市所管業務等への協力及 び協同	なし		市の要請に対する対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事象発生時 (チェックリスト)	
23 カ	(3) 運営権者が所有する資産 等	あり	承認	新たな機器の設置や構造物等の建築の内容が分かる資料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時		
24 カ	(3) 運営権者が所有する資産 等	あり	確認	新たな機器の設置や構造物等の建築を撤去したことが分かる資料 (市が買い取り又は存置を認めた場合を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時		

【2023年度（令和5年度）】

○セルフモニタリング項目表

別表7 (要求水準書 第2.3.(2).オ) 財務にかかるセルフモニタリング項目

【凡例（報告）】
「-」：該当なし、「○」：確認済、問題なし

No	要求水準項目	市モニタリング 項目の設定	承認 確認	セルフモニタリング項目	報告												セルフモニタリングの実施時期	
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	チェック1	チェック2
1 オ	(2) 全体収支実績	あり	確認	全体収支実績が分かる資料一式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計画期間末日から3カ月以内	
2 オ	(2) 計算書類及び連結計算書類	あり	確認	計算書類及び連結計算書類	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3カ月以内	
3 オ	(2) 会社法第435条第2項に規定する事業報告	あり	確認	会社法に則った事業報告	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3カ月以内	
4 オ	(2) 計算書類に係る附属明細書	あり	確認	計算書類に係る附属明細書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計算書類及び事業報告と同時	
5 オ	(2) 事業報告に係る附属明細書	あり	確認	事業報告に係る附属明細書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計算書類及び事業報告と同時	
6 オ	(2) キャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書	あり	確認	キャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計算書類及び事業報告と同時	
7 オ	(2) 株主名簿の原本証明付写し（各事業年度の末日現在）	あり	確認	原本証明付きの株主名簿およびその写し	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から60日以内	
8 オ	(2) 会計監査人による監査報告書	あり	確認	監査報告書	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3カ月以内	
9 オ	(2) 株主総会議事録及び要旨	あり	確認	定時又は臨時株主総会議事録と要旨	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事象発生時	
10 オ	(2) 取締役会会議録及び要旨	あり	確認	取締役会会議録と要旨	○	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	○	事象発生時	
11 オ	(2) 重要な経営指標の実績	あり	確認	重要な経営指標一覧（流動比率、自己資本比率、固定比率、売上高経常利益率、売上高当期純利益率、元利金返済カバー率、有利子負債比率）	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	年度末日から3カ月以内	
12 オ	(2) 四半期貸借対照表	あり	確認	各四半期末日時点における貸借対照表	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	四半期末日から45日以内	
13 オ	(2) 四半期損益計算書	あり	確認	各四半期末日時点における損益計算書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	四半期末日から45日以内	
14 オ	(2) 重要な経営指標の見通し	あり	確認	重要な経営指標の見通し一覧（流動比率、自己資本比率、固定比率、売上高経常利益率、売上高当期純利益率、元利金返済カバー率、有利子負債比率）	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	四半期末日から45日以内	
15 オ	(2) 単年度収支実績	あり	確認	単年度収支実績	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	四半期末日から45日以内	
16 オ	(2) 残高証明書	あり	確認	残高証明書	-	-	-	-	○	-	-	○	-	-	○	-	四半期末日から45日以内	
17 オ	(2) 合計残高試算表	あり	確認	合計残高試算表	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	翌々月の第5営業日以内	
18 オ	(2) 収支実績及び資金残高表	あり	確認	収支実績及び資金残高表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	翌月5営業日以内	